

会議録様式

審 議 会 名	令和5年度 第 9 回杉戸町新庁舎整備審議会
開 催 日 時	令和5年 11 月 17 日(金) 午後2時30分から午後 5 時00分まで
開 催 場 所	杉戸町役場 第三庁舎 2 階会議室
会 議 の 議 題	(1)杉戸町新庁舎整備基本構想(案)について
公開・非公開の別	<u>公開</u> ・ 非公開 (傍聴者数 6 人)
出席委員氏名	石原 和夫、岩本 明美、佐々木 誠、藏田 幸三、藤岡 麻紀、池澤 龍三、井上 裕文、青木 一子

■審議の概要

1.開会

2.議事

(1)今回の審議会について

- ・今回の審議会は当初予定されていなかったが、答申書についての議論が十分なされていなかったため、開催することとなった。(佐々木会長)

(2)杉戸町新庁舎整備基本構想(案)について

A.「基本構想(案)1 章～3 章」

- ・前回(第 8 回)審議会で頂いた意見を踏まえ修正した基本構想(案)の説明。(事務局)
- ・これまでの審議会では、前回審議会の意見書について読み合わせ及び共有をしていたが、今回は実施しないのか。誰がどのような意見を出しているかを、審議会では共有すべきだ考える。(石原委員)
- ・回答書として用意しておらず申し訳ございません。次回審議会に向け、回答書を取りまとめる。なお、意見書で頂いた内容については今回の修正案に反映している。(事務局)
- ・9 頁基本方針について、「○建設・維持管理コストを抑えたコンパクトな庁舎」の順序を最下段から 4 段目に変更したとのことだが、前回のまま最下段で良いのではないか。基本方針の並び順が重要度と関連しているのであれば、現段階では自然環境や杉戸らしさを重要視すべきであり、コストをより重要とする必要はないと考える。(石原委員)

- ・順序を変えた意図としては、3 段目の「社会環境の変化に柔軟に対応できる庁舎」との関連性が高いため、次の 4 段目にしたということ。(佐々木会長)
- ・公共建築物を整備する上で重要なのは「財務面」、「品質面」、「供給面」をバランスよく考えること。「財務面」はコスト、「品質面」は町民の安心安全、「供給面」は社会環境の変化に柔軟に対応に該当し、それぞれ重要なため並び順としては問題ないとする。(池澤委員)
- ・並び順に意味がないのであれば議論しなくても良いのではないかと。(蔵田委員)
- ・順番に関しては以前議論があり、元々基本方針は 1～6 まで番号を付けていたが、並び順に意味を持たせないために番号を外した。今回順序を変えたのは読み易さを考慮し、関連性のある項目をまとめたため。(佐々木会長)
- ・順序に意味を持たせず読み易さを重視するのであれば今回の案で良いと考える。(蔵田委員)
- ・「こういう庁舎を造りたい」という観点と「コスト」は質が違ふと考える。そのため、造りたい庁舎の内容の後にコストの内容で締める前回順序から変える必要はないと考える。(石原委員)
- ・複数の意見が出ているため一旦保留とし、後ほど再度議論をする。(佐々木会長)

B.「基本構想(案)4 章～5 章」

- ・13 頁⑥「他の候補地の検討等」に「インフラ整備や交通手段の確保など多額の財源が必要になる」とあるが、現庁舎の優位性を示すだけでなく、他の候補地との比較検討内容を示すべきだと考える。(石原委員)
- ・第 5 章の結論としては「新庁舎建設候補地は現役場庁舎敷地とします」という断定的な文章を「現役場庁舎敷地を有力な建設候補地」という文章に改めている。その上で、「インフラ整備・・・財源が必要になる」の文章を追加した意図は何か。(佐々木会長)
- ・町の所有ではない敷地とする場合は土地の買収費用がかかる。これまでの議論でも挙げた町所有の西仮グラウンドの場合は、泉地区等からのバス路線が無い場合公共交通機関の確保が必要となる。(事務局)
- ・複数の敷地を総合的に比較評価した上で最適な敷地を選定しなければ、いくら現庁舎敷地の優位性を述べても決定できないと考える。(石原委員)
- ・「インフラ整備・・・財源が必要になる」の文章は削除の方針とし、パブリックコメントの結果を踏まえ、次回の審議会にて決定する。(佐々木会長)

C.「基本構想(案)6 章～8 章」

- ・26 頁の「庁舎建替えスケジュール案」は従来方式の工程であり、建設まで 5 年かかる計画になっているが、PFI 等の手法により短縮が可能と考えられる。

建築単価が上がり続ける中で、可能な限り早く工事を始めることで、建設費用を抑えることができる。(藏田委員)

- ・事業手法を含めスケジュールについては基本計画段階で具体的に検討する。スケジュール案にご指摘の旨を追記する。(事務局)
- ・26 頁の「庁舎建替えスケジュール案」通りに計画は進まないと考える。スケジュールを前倒しする必要はなく、全体条件をじっくり考えてから進めるべき。基本方針の検討にあたって 50 年・100 年先と提案してきたが、建物の耐久性の話をしているのではなく、杉戸町の未来をしっかりと考えなければならないということ。(石原委員)
- ・22 頁「以上の 4 パターンは・・・」の文章について、「県道・国道からのアクセス向上も考慮して、敷地の形状を含めて最も適切なパターンを検討します。」が今回の修正で消えているが、記載すべきではないか。(石原委員)
- ・前回までは現庁舎敷地での建設を前提としていたが、審議会でご意見を伺い建設敷地を含めて再検討することに方針変更したため、今回の文章としている。(事務局)

D.全体を通して

- ・9 頁の基本方針は、順序に意味を持たせない方針で良い。(石原委員)
- ・26 頁の「庁舎建替えスケジュール案」については、障害者の立場からすると 1 日でも早く使い勝手の良い、安全な役場にしたい。(青木委員)
- ・26 頁の「庁舎建替えスケジュール案」はデザインビルド方式等を採用した場合異なったものになるため、「設計や施工を分離して発注する従来方式で想定されるスケジュールであり、事業手法によっては短縮が可能と考えられます。」と注記すべきと考える。また、敷地の選定等の状況によってはスケジュールが変更になる旨も記載した方が良い。(池澤委員)
- ・パブリックコメントの結果や意見書を含め答申書を確定する。基本構想は庁内検討会議やパブリックコメント等での意見を踏まえて取りまとめるため、審議会の意見が全て反映できていない。反映できていないものについては答申書にまとめる方針。(佐々木会長)

(3)答申書について

A.頭書き

- ・頭書きに「・・・下記の意見を付して別添のとおり答申します。」とあるが、「別添」が基本構想だとすると、基本構想が審議会で作成されたものという意味になってしまう。(石原委員)
- ・審議会や庁内検討会議、町民アンケート、ワークショップ等に基づき基本構想は作成されている。審議会の意見を答申書にまとめ、基本構想とセットで町長

に提出することを想定している。(事務局)

- ・「意見を付して別添のとおり」という文を削除すれば良いのではないか。(藏田委員)
- ・1 頁目の見出し「杉戸町新庁舎整備基本構想(案)について」にも番号を付けた方が良いと考える。(藏田委員)
- ・「意見を付して別添のとおり」を削除し、見出しに番号を付ける方針とする。(佐々木会長)

B.「3 庁舎の位置」の変更案について

- ・【案 1】:審議会では新庁舎に必要な機能や適正な規模を中心に議論をしてきたため、敷地の検討は別途必要だと記載した。「他の敷地における…」は【案 2】の文章を取り入れ「なお、現庁舎敷地の形状、主要道路…他の候補地との比較検討を含め別途検討が必要になると考えます。」としても良いと考えた。(池澤委員)
- ・【案 2】:第 1 回審議会において建設敷地の位置や形状を含め議論すると確認していたが、あまり議論がなされなかったと考えている。池澤委員の案 1・2 混合案は良いと考える。(石原委員)
- ・現庁舎敷地で確定ではないことを記載する必要がある。案 1・2 混合案を採用する。(佐々木会長)

C.「4 庁舎の規模、庁舎の配置、今後の進め方」の変更案について

- ・【案 1】:仮設庁舎を作らないのであれば、利用する町民の安全確保が重要になると考え追記した方が良いと考えた。また「比較的新しい」の後には「既存」の追記が必要。(池澤委員)
- ・「安全性の確保」が「コスト縮減策」という文章になっているため修正が必要だと考える。(石原委員)
- ・ご指摘の通りなので、「…安全確保のほか、仮設庁舎を作らないことや比較的新しい既存庁舎の有効活用など、コスト縮減策を検討する必要がある」と修正する。(池澤委員)
- ・案 2 の 2 行目「敷地形状、アクセス条件」については前頁の「3 庁舎の位置」にまとめて良いと考える。また、3 行目の「シンボリック的存在」は踏み込みすぎという印象が有る。(佐々木会長)
- ・役場庁舎を建て替える上では、人が集まり活性化するという考えが必要。現庁舎敷地の形状やアクセス面でそれを実現するのは難しい。(石原委員)
- ・「シンボリック的存在」は人によってとらえ方が違ってしまわないのか。町の活性化を目指すという意図ではなく、シンボリックでモニュメントのような庁舎を作るものと誤解される可能性も有る。(池澤委員)
- ・事務局にて(2)の案を検討すること。(佐々木会長)

D.その他

- ・第1回の審議会において、杉戸町を活性化させるために役場という場所は大切だという意見が多かった。そういった思いを文章化して記載することで、審議会の基本姿勢が明確に伝わるのではないか。(青木委員)
- ・(1)の「現床面積を超えることがないように」とあるが、現庁舎の狭さを解消するために、必要であれば増えることもあり得るので「適正な床面積を検討する」という表現が良いのではないか。(石原委員)
- ・床面積が増加することは想定されないし、上位計画でも規模を縮減していく方針がある。DXを含め規模の縮減を目指すべきであり、面積増加を許容するような記述は不要だと考える。万博のように単価が変われば予算を上げるという従来の公共事業の考えではなく、予算内に納めるために規模やグレードを下げるという民間(個人住宅を含め)の考えを取り入れるべきではないか。(藏田委員)
- ・公共施設等総合管理計画の策定に携わる中で、他の自治体では延べ床面積20%削減と明確に示すところもある時代。現状よりもさらに削減すべきとも考える。(佐々木会長)
- ・各委員から異なった意見が出ているのであれば、答申書には両論併記しても良いのではないか。(藏田委員)
- ・両論併記の方針とする。(佐々木会長)
- ・18頁に新庁舎の規模が5,700㎡～7,200㎡と記載されているが、面積の削減を目指すのであれば5,700㎡という下限値は記載しないほうが良いのではないか。(佐々木会長)
- ・5,700㎡は複合化しない場合の上限値、7,200㎡は複合化する場合の上限値と修正する。(事務局)
- ・答申書の最後の文章に「町民誰もが納得する」とあるが、これまで住民説明会に携わるなかで「理解はするが、納得はできない」という意見をよく頂いていた。「住民の理解を進める中で柔軟に…」と修正してはいかがか。(池澤委員)
- ・審議会の答申書、議事録、意見書やパブリックコメントで優先順位はあるか。また、審議会委員ではあるがパブリックコメントの提出は問題ないか。(石原委員)
- ・その他、住民・職員アンケート、ワークショップ、庁内検討会議を含め基本構想を作成している。優先順位をつけることは難しいと考える。(事務局)
- ・パブリックコメントの提出には妨げるものはないことを確認した。委員が提出すること自体がメッセージにもなるのではないか。(藏田委員)
- ・前回の意見書に現在考えている意見のほとんどを記載した。意見書についても重要視すべき。(石原委員)

- ・一般的に新庁舎整備は町長と議会が決定するが、決定する過程で様々な意見を頂くために審議会やパブリックコメント等がある。(佐々木会長)
- ・町長や議会は新庁舎整備にどの程度真剣に取り組んでいるのか。選挙の際には誰一人として取り上げていなかった。(石原委員)

3.その他

(1)意見書について

- ・今回の審議会でご意見できなかったことなどを意見書に記入の上 11 月 22 日(木)までにお送りください。(事務局)

(2)今後のスケジュール

- ・パブリックコメントは 12 月 8 日まで。11 月 26 日には住民説明会を実施する。審議会やパブリックコメント、住民説明会の意見を踏まえて、庁内検討会議で取りまとめ次回審議会に修正案を提出する。次回の審議会は 12 月 21 日(木)に開催予定。(事務局)

4.閉会